Ⅱ 自主回収・公表等マニュアル

1 目 的

このマニュアルは、当社が製造、加工又は販売した食品が原因で、健康被害が生じたり、 生ずる可能性があることが判明した場合、健康被害の拡大を防止するために実施する自主回 収又は公表等について定める。

2 自主回収すべき場合の判断

自社で自主回収を行うのは、次の場合とする。

- (1) 食品衛生法違反または違反のおそれがある時
 - ①食品衛生法に違反する食品の例示
 - ・ 腸管出血性大腸菌に汚染された生食用野菜, ナチュラルチーズなど加熱せずに喫食する食品
 - ・ボツリヌス毒素に汚染された容器包装詰食品
 - アフラトキシン等発がん性物質に汚染された食品
 - ・ シール不良等により、腐敗、変敗した食品
 - ・ 有毒魚 (魚種不明フグ,シガテラ魚等)
 - ・ 有毒植物 (スイセン, 毒キノコ等)
 - ・ 硬質異物 (ガラス片, プラスチック等) が混入した食品
 - ・ 一般細菌数や大腸菌群などの成分規格不適合の食品 など
 - ②食品衛生法違反のおそれがある食品の例示
 - ・ 製造工程上の不備が確認され、健康被害が発生するおそれがある食品 (殺菌工程不良、充填工程不良、容器包装不良等)
 - ・消費者等から受けた苦情の内容が、異味、異臭の発生、異物の混入その他、健康被害が発生する恐れが否定できない食品(原因が究明されていない場合を含む)
 - ・ 原材料等の自主回収等の連絡があった食品 など

(2) 食品表示法違反

食品表示法違反の例示

- ・ アレルゲン表示が欠落した食品
- ・ 本来表示すべき期間より長い期限表示をした食品(食品衛生上の危害が発生するお それがないことが明らかな場合を除く)など

自主回収報告制度の創設について

平成30年6月に食品衛生法及び食品表示法が改正されたことにより、令和3年6月1日から、食品等事業者が食品等の自主回収(リコール)を行う場合、食品衛生法及び食品表示法に基づき、リコール情報を行政に届け出ることが義務付けられることになりました。

リコール情報を消費者に対して一元的かつ速やかに提供することにより,対象食品の喫食を防止し,健康危害を未然に防ぐとともに,行政機関によるデータ分析・改善指導を通じ,食品衛生法及び食品表示法違反の防止を図ります。

届出のあったリコール情報は、厚生労働省の「食品衛生申請等システム」から確認できます。なお、食品等事業者がリコール事案や回収状況を届け出る際には、食品衛生申請等システムの「食品等自主回収情報管理機能」を利用して、届出を行います。

- (3)自主回収を行わない場合
 - ① すでに回収又は返品が終了している場合
 - ② すでに、商品の期限が切れており、流通していないと思われる場合
 - ③ その他、健康被害の可能性がなく、自主回収の必要性がないと判断される場合

3 自主回収を行う場合の手順

自主回収を行う場合は、保健所に連絡する。

- (1)対応手順
 - ① 自主回収対象ロットの限定
 - ・原材料の情報,製造日,ライン等の調査結果に基づき,対象ロットを特定。
 - ② 販売先の特定
 - ・販売記録等から販売先及び販売量を特定
 - ③ 販売先や関係取引先へ速やかに連絡(別紙3 販売店連絡記載例)
 - ④ 回収方法,周知方法の決定
 - ⑤ 食品衛生申請等システム等により管轄保健所に自主回収届(着手)を提出 (別紙1 自主回収届)※

届出内容に変更(軽微な変更は除く)があった場合は、自主回収届(変更)を提出

- ⑥ 自主回収結果をまとめる
- ⑦ 必要に応じて保健所へ改善報告書<u>(別紙4 自主回収に係る改善報告書)</u>を提出するとともに,食品衛生申請等システム等により自主回収届(終了)を提出<u>(別紙1 自主回収届)</u>

※自主回収届が不要な場合

次のいずれかに該当する場合は、自主回収の報告対象から除外されます。

- ①不特定かつ多数の者に対して販売されたものでなく、容易に回収できることが明らかな場合
- (例) 地域の催事で販売された食品について、催事場内での告知等で容易に回収が可能な場合
- (例) 外者が利用しない企業内の売店で販売された食品であって、館内放送等で容易に回収が可能な場合
- (例) 通信販売により会員のみに限定販売されている食品であって、顧客に対して個別に連絡することで容易に回収が可能な場合
- ②消費者が喫食しないことが明らかな場合
- (例) 食品等が営業者間の取引に留まっており、卸売業者の倉庫に保管されている場合
- (例)食品等が消費期限又は賞味期限を超過している場合(注:期限として不当に長期の期間を表示した場合を除く。)

ただし、届出対象とならない場合であっても、極めて毒性の強い食品(フグ,有毒植物等)の回収情報については、任意の届出を行うとともに、消費者への情報提供に努めてください。

(2)周知方法

消費者等への周知方法は次の例によることとする。

なお、危機管理者は、責任者と協議し、周知方法を決定し、速やかに実施する。

- ① 店頭(売り場) 告知(別紙5 消費者への告知文(記載例))
- ② 自社のホームページ掲載
- ③ 新聞掲載
- ④ その他…ポイントカード等の情報や 顧客リスト等による購入者への直接対応等

(3)店頭告知等の周知期間

当該回収食品の期限,使用方法,保存方法等を考慮し,周知期間を設定する。 通常,消費(賞味)期限から1.2~1.3倍の期間を考慮して設定する。 ただし,次の場合は店頭告知等を終了することができる。

- ① 販売量がすべて回収されたことが確認された場合
- ② すべての購入者への連絡が完了したことが確認できた場合

(4) 自主回収届の提出方法

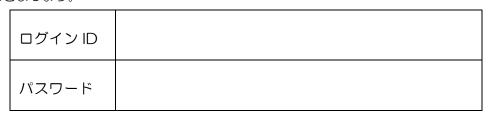
届出時は、食品衛生申請等システムを利用する (インターネット環境がない場合は、紙での提出も可)。

【食品衛生申請等システムで提出する方法】

- ①食品衛生申請等システムへアクセス
 - [URL] https://ifas.mhlw.go.jp/faspte/page/login.jsp
- ※PCでのアクセスを推奨します。
- ②食品等事業者情報登録(初回のみ)
- GビズIDまたは食品等事業者のアカウントを作成し、IDとパスワードを取得する。



※営業許可申請等で、すでにアカウントを作成している場合は、同じID、パスワードが使用可能です。 ※初回のみアカウントの作成が必要です。作成したログインIDとパスワードは、忘れないようにメモして おきましょう。



- ③ログインIDとパスワードを入力し、ログイン
- ④食品リコールを選択
- ⑤製造所や商品情報を入力
- ⑥申請(届出)



【紙で提出する方法】

- ①別紙1 自主回収届に食品等事業者情報,製造所,商品情報などを記入
- ②管轄保健所へ提出